

報告第 3 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 20 日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専
決処分する。

令和6年1月30日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成１２年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２６号及び第２７号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第２８号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同号ア及び同項第２９号から第３１号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第５条第７項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。